

# 大会要項

平成24年度

委員長方針

良い選手になろう

- 1 挨拶を習慣づけよう
- 2 話をよく聞こう
- 3 練習は全力で一生懸命やろう

大森少年野球連盟

チーム名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 大森少年野球連盟役員

役 名	氏 名	役 名	氏 名
委員 長	寺元 幸久	事務局	藤田 和夫
副委員 長	木藤 裕幸		岩本 佳之
副委員 長	細川 万仁		小佐波 幹雄
審判部 長	板野 元彦		佐藤 広明
審判部 副 長	杉山 栄幸	後援会部 長	木藤 裕幸
	山野 政彦		小泉 欽一郎
	上野 宏之		
会計部 長	石山 喜彦		
会計監 査	渡邊 武弘		

## 監 督 会 議

第3土曜日 PM18:00 諏訪神社会館

1月21日	3月17日	4月21日
5月19日	6月16日	7月21日
9月15日	10月20日	11月17日

【予定が変更される時は連絡します】

## 関係連絡先

連 絡 先	〒	住 所	電 話
大田区教育委員会	144-0052	大田区蒲田 5-13-14	5744-1111
平和島公園管理事務所	143-0006	// 平和島 4-2-2	3765-0403
平和の森管理事務所	143-0005	// 平和の森 2-1	2761-5613
大田区軟式野球連盟	144-0055	// 仲六郷 4-29-1	3763-5023
大田区緑地管理事務所	144-0056	// 西六郷 4-23-3	3731-9388
城南朝日会	143-0016	// 大森北 1-16-8	3761-5613

# 大森少年野球連盟規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本大会は大森少年野球連盟と称する。

### 第2条 目的

野球を通じて地域の児童の健全な肉体と精神を育て、地域の和を広げスポーツ親睦を深めながら運営する。

### 第3条 選手登録

- ① 大田区内に居住することを原則にする。
- ② 氏名、在学年、背番号を明確にすること。
- ③ 監督、コーチは選手と同一のユニホームを着用すること。
- ④ 背番号は、監督30主将10とする、コーチは28, 29とする。
- ⑤ 選手登録は27番以内を原則とする。

## 第2章 事業

### 第4条 試合・大会

- ① 少年野球：春季及び秋季トーナメント大会の開催
- ② ママさんソフト：春季及び秋季トーナメント大会の開催
- ③ 少年野球及びママさんソフトの通年リーグ戦を開催
- ④ その他 親睦、交流を目的とした行事を適宜実施する。

### 第5条 大会規定

- ① 大会は本年度公認野球規則及び大森少年野球連盟大会要項による。
- ② 大森少年野球連盟公認の特別ローカルルール規定による。

### 第6条 大会要項

- ① 大会使用球、少年はC球を2球提出し、ママさんソフトは3号球を1球提出する。  
メンバー表には選手名、背番号を明記し、2通を当該審判に提出する。
- ② トーナメント戦・リーグ戦共に先攻と後攻を試合開始前に対戦する主将がジャンケンで決める。
- ③ ベンチサイドは組み合わせの若い方を一塁側とする。
- ④ 試合回数（イニング）
  - \* 少年野球Aクラスは7回、B・Cクラスは5回、但し1時間20分（決勝戦は時間を定めない）を越えて次回に入らない。
  - \* ママさんソフトは5回、但し50分（決勝戦は1時間）を越えて次回に入らない。
  - \* 試合成立回数、少年野球Aクラスは5回、少年野球B・Cクラス、ママさんソフトは3回とする。但し試合時間を優先する

- ⑤ コールドゲーム
- \* 少年野球Aは4回終了時10点差、5回以降7点の得点差がある場合。
  - \* 少年野球B・Cは3回終了時10点差、4回以降7点の得点差がある場合。
  - \* ママさんソフトは3回終了時10点の得点差がある場合。
- ⑥ タイブレーク
- \* トーナメント戦（少年野球A、少年野球B）  
規定回数又は時間が終了し同点の場合、無死走者満塁継続打順制で、それぞれ攻守し決着をつける。
  - \* トーナメント戦（ママさんソフト）  
選択打順制で一死、二塁、三塁でそれぞれ攻守し決着をつける。
  - \* リーグ戦（少年野球A、少年野球B、少年野球C、ママさんソフト）  
規定回数又は時間が終了し同点の場合、引き分けとする。
- ⑦ サスペンデッドゲーム  
時間又は日没により試合続行不可能な場合適用する。
- ⑧ 優先項目
- \* 勝ち点 勝=3点 負=0点 引き分け=1点の各点数とし、点数の合計が多いチームを上位とする
  - \* 対戦 対象チームに勝っているチームを上位とする
  - \* 決定戦 勝ち点、対戦項同位の場合は決定戦を行う
- ⑨ 試合放棄、失格
- \* 予定試合開始時間になっても集合しないチームは棄権、放棄試合とみなす。
  - \* 放棄試合の得点は少年25対0、ママさんソフト5対0とする。

## 第7条 ローカル、ルール

- ① 正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの箇所に踏み込めば、ボールデッドとし、各走者は野手が踏み込んだときの占有塁から1個の進塁が許される。野手がボールデッドラインを越えた飛球等を捕らえてもファール。あくまでも捕球時のボールの位置で判定する。
- ② 昭和島小グラウンド
- \* 打球が土手を直接越えた場合は本塁打とする。
  - \* 打球が土手をバウンドして越えた場合は2塁打とする。ママさんソフトはバウンドして土手を越えた場合は本塁打とする。
  - \* レフトのライン際の上記判定は土手があるものとして塁審が判定する。
- ③ 各塁移動固定ベースの扱いとする。
- ④ 選手の一部が試合開始時間に間に合わない場合、試合中であってもベンチに入り次第審判及び相手チームに申告すれば当該試合に出場させる事ができる。
- ⑤ 試合中メンバー表に記載した背番号と選手名が違っていた事が発覚した場合、審判及び相手チームに訂正申告し試合はそのまま続行する。

## 第8条 試合進行のスピード化

- ① 攻守交代は全力疾走で行うこと。
- ② 投手が捕手のサインを見る時は、必ず投手板について見ること。
- ③ 打者は打者席内でベンチのサインを見ること。
- ④ 次打者は自チーム側の次打者席内で低い姿勢で待機すること。
- ⑤ タイムは審判が認めたときとし、短時間とする。
- ⑥ 試合球の交換は審判が認めた時のみとする。
- ⑦ 試合前のシートノックは行わないこと。(試合開始予定時間前であれば主審判断で可)
- ⑧ 試合中の投球練習は1回目7球、以降3球を原則とする。

## 第9条 グランドマナー

- ① 選手はみだりに勝手な行動をとらないこと。
- ② 相手方の選手に対して、罵声を発したり、個人攻撃をしないこと。
- ③ 応援団(者)のマナーについても、審判員が注意と勧告をする。
- ④ 抗議権は監督(又は代行者)、主将、当事者のみ認める。
- ⑤ ファールボールは直ちにベンチサイドチームが取りに行くこと。
- ⑥ コーチーズボックス内は登録選手のみ入ることが出来る。

## 第10条 試合中の禁止事項

- ① 守備側からのタイムにおける試合停止時に捕手相手の投球練習すること。
- ② JSBB公認外の金属バットの使用すること。
- ③ 素振りリング、鉄パイプ使用による練習すること。
- ④ 足を高く上げて野手に向けてのスライディング、及び空タッチをすること。
- ⑤ 走者のいる塁で完全ブロックすること。
- ⑥ 本塁打を打った選手に対する3～本間での握手、列等の諸行為をすること。
- ⑦ 捕手のマスクを装着しないでの投球練習。

# 第3章 会計

## 第11条 経費

本会の経費は会費及び任意の寄付をもって支弁し、会計年度は1月1日に始まり12月31日までとする。

## 第12条 会費

本会の会費は年額1球団8千円とし、少年野球及びママさんソフトのリーグ戦参加は1チーム1万円を徴収する。またトーナメントについては、春・秋ともに1大会1チーム3千円とし、年会費を納めずトーナメントのみ参加の場合は1チーム5千円とする。

## 第13条 決算

会計年度終了後収支決算を報告し、会員の承認を得なければならない。

## 第4章 役員

### 第14条 本会には下記の役員を置く

会長 1名 大会委員長1名 副委員長若干名  
審判部長1名 審判副部長若干名 会計1名 事務局若干名

### 第15条 任期

1年とし、再選を妨げない

### 第16条 選出

総会において、会員の推薦と承認で選出する。

## 第5章 審判員

### 第17条 資格

- ① 審判員は大森少年野球連盟の主催する講習会を経た者を原則とし、審判部長が任命する。
- ② 当日試合のあるチームは2名の審判員を派遣すること。
- ③ 試合の進行に当たっては、常に少年の立場を尊重した審判に勤めること。
- ④ 他の連盟の審判員を招請することは出来るが、大森少年野球連盟の規約を十分に徹底した上で審判部長の承認を得ること。

## 第6章 会議

### 第18条 開催

- ① 監督会議 毎月第3土曜日
- ② 定期総会 2月の指定日
- ③ 臨時総会 会員の過半数の開催要求があった場合。
- ④ その他 委員長が必要と認めた場合。

## 第7章 表彰

### 第19条 規定

#### ① チーム表彰

\* トーナメント大会 (少年野球A)

1位 2位 各メダル15個 3位 盾 (2チーム)  
(少年野球B)

1位 2位 各メダル15個 3位 盾 (2チーム)

\* リーグ戦 (少年野球A)

1位 2位 3位 各メダル15個  
(少年野球B)

1位 2位 3位 各メダル15個  
(少年野球C)

1位 2位 3位 各メダル15個

②個人表彰 大会別、対象チーム

個人表彰	トーナメント大会		リーグ戦			選定者
	少年野球	少年野球	少年野球	少年野球	少年野球	
	A	B	A	B	C	
最優秀選手賞	○	○	○	○	○	当該チーム監督推薦
優秀選手賞	○	○	○	○	○	〃
敢闘賞	○	○	○	○	○	〃
パーフェクト賞	○	○	○	○	○	担当審判員の確認
ノーヒットノーラン	○	○	○	○	○	〃

③ その他の表彰

大森少年野球連盟表彰に値すると委員長が認めた事項。

トーナメント大会3位の2チームに敢闘賞表彰（それぞれ1個は連盟負担）

追加は有料で1個1,600円

少年Aリーグ戦、少年Bリーグ戦、Cリーグ戦3位のチームより敢闘賞表彰（それぞれ1個は連盟負担）

追加は有料で1個1,600円

制定 1963年

改訂 1970 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2004 の各年

改訂 2003年度 リーグ要項8 順位決定優先項目の失点を削除、決定戦の設定

改定 2005年度 リーグ戦 勝ち点制 勝3点、負け0点、引き分け1点

改定 2009年度 第12条 会費 金額及び内訳内容

改定 2009年度 第19条 表彰規定 ①チーム表彰 トーナメント大会 少年B

②個人表彰 ホームラン賞を削除

③トーナメント大会 敢闘賞の一部

改定 2010年度 第7条 ④及び⑤の追加

改定 2012年度 第6条及び第19条にCリーグを追加

改定 2012年度 第8条 ⑦シートノックの規制一部変更

改定 2012年度 第19条 ①チーム表彰のメダル個数の変更及び3位盾の追加

③連盟負担の敢闘賞表彰を追加